

宮城県内における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本県角田市の養鶏場で飼養されている家きん（あひる）の一部が農林水産省から疑似患畜とされたことから、県は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該飼養家きんの殺処分及び防疫措置を開始しました。

1 農場の概要

所在地：宮城県角田市

飼養状況：あひる（肉用鶏）約7,000羽（殺処分予定羽数は約500羽）

2 経緯

- （1）令和3年1月20日、午後3時頃、農林水産省より千葉県の養鶏場の家きんについて高病原性鳥インフルエンザの簡易検査で陽性となり、当該養鶏場から初生ひなを導入している角田市の養鶏場が千葉県の養鶏場の「疫学関連農場」と確認した旨の連絡があった。
- （2）本日午前1時、農林水産省より遺伝子検査の結果、千葉県の養鶏場の飼養家きんが、H5亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスの疑似患畜と確認した旨の連絡があった。
- （3）農林水産省は、発生農場から疫学関連農場に移動した飼養家きん（約500羽）についても、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき疑似患畜と判定した。

3 本県の対応

家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、以下を実施します。

- （1）大河原地方振興事務所に宮城県特定家畜伝染病対策本部地方支部を設置（宮城県特定家畜伝染病対策本部は、豚熱対策のため令和2年12月25日に設置済み）。
- （2）当該養鶏場の疑似患畜とされた飼養家きんの殺処分、埋却、畜舎の消毒及び汚染物品の埋却を実施。
- （3）同一養鶏場の飼養家きんは、直ちに臨床検査を行い、さらに、14日後に臨床検査等及び簡易検査により感染状況の確認を実施。
- （4）移動制限区域及び搬出制限区域は、国との協議で設定しない。
- （5）「宮城県特定家畜伝染病対策本部会議」の開催。

ア 日時 令和3年1月21日（木）午前8時30分から

イ 場所 県行政庁舎4階 特別会議室

ウ 出席者 知事（本部長）、副知事（副本部長）ほか対策本部構成員

エ その他 対策本部会議は全て公開とします。

4 その他

当該養鶏場等における作業の映像（写真及び動画）は、追って提供予定です。

- 当該養鶏場は、感染が疑われるとの報道があった時点から飼養家さんの移動を自粛しています。我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延防止を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

(2 / 2)